

新	旧
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第23条第1項において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに<u>掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下本項及び次項並びに第23条第1項において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに<u>掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき</u> 当該控除</p>

新	旧		
<p>措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額(次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="174 483 1084 539"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2) 略 (3) 略</p> <p>4 略 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第64条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第64条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保</u></p>	略	<p>後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="1196 483 2105 539"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2) 略 (3) 略</p> <p>4 略 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第64条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第64条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保</u></p>	略
略			
略			

新	旧
<p><u>している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p>第64条の4 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>(<u>種別割の課税免除</u>)</p> <p>第64条の4 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

新	旧
	<p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第64条の5 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第64条の6 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第64条の7 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第64条の8 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則</u></p>

新	旧
<p>第65条 削除</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第67条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p>	<p><u>第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第64条の9 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第65条 市長は、第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、その取得者に対して課する環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第67条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p>

新	旧
<p>第69条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第70条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>第69条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第70条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p>

新	旧
<p>第71条 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は使用者に対して課する<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、期別及び税額並びに次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 <u>第64条第2項ただし書</u>、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が<u>第64条第2項ただし書</u>、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって<u>軽自動車</u></p>	<p>第71条 略</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は使用者に対して課する<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、期別及び税額並びに次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 <u>第64条第3項ただし書</u>、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって、<u>種別割</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が<u>第64条第3項ただし書</u>、第64条の3及び第64条の4第2号の規定によって<u>種別割</u>を課され</p>

新	旧
<p><u>車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。</p> <p>7～9 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の納税証明書の交付)</p> <p>第74条 市長は、道路運送車両法(<u>昭和26年法律第185号</u>)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(以下この条において「検査対象軽自動車等」という。)について、現に<u>軽自動車税</u>の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車等に係る<u>軽自動車税</u>の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を納税義務者に交付する。</p> <p>付 則</p>	<p>ないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。</p> <p>7～9 略</p> <p>(<u>種別割</u>の納税証明書の交付)</p> <p>第74条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(以下この条において「検査対象軽自動車等」という。)について、現に<u>種別割</u>の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車等に係る<u>種別割</u>の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を納税義務者に交付する。</p> <p>付 則</p> <p>(<u>個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除</u>)</p> <p>第7条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条第1項において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年であ</u></p>

新	旧
<p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p><u>る場合に限る。）において、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第314条の8」とあるのは、「付則第7条の3第1項並びに法第314条の8」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第7条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例による控除額)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例による控除額)</p>
<p>第7条の6 略</p>	<p>第7条の6 略</p>
<p>2 前項の申告特例控除額は、第22条の3第3項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所得金額から第22条の2第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。</p>	<p>2 前項の申告特例控除額は、第22条の3第3項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第9条の2 略</p>	<p>第9条の2 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法附則第15条第13項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>。</p>	<p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>。</p>
<p>6 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする</p>	<p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする</p>

新	旧
。	。
7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする	7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする
。	。
8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする	8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする
。	。
9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする	9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする
。	。
10 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。	11 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
12 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	12 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
13 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第25項第4号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	18 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
19 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	19 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
20 略	20 略

新	旧
<p>21 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る同項に規定する耐震改修（以下この項及び第9項において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第24項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p>	<p>21 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る同項に規定する耐震改修（以下この項及び第9項において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p>

新	旧
<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定す</p>	<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定す</p>

新	旧
<p>る補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>1 2 略</p> <p>1 3 略</p> <p>1 4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化</p>	<p>る補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>1 2 略</p> <p>1 3 略</p> <p>1 4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第4</p>

新	旧
<p><u>基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の3</p>	<p><u>9号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が令第12条の2に規定する特別特定建築物のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得</p>

新	旧
<p>第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあ</p>	<p>割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p>

新	旧
<p>るのは「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略 (読替規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市</p>	<p>と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略 (読替規定)</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、<u>付則第7条の3の2第1項</u>及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第</p>

新	旧
<p>民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第21条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第22条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の</p>	<p>21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第21条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第22条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所</p>

新	旧
<p>所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第23条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第23条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

新	旧
<p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条の2、第22条の3、第23条第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、<u>付則第7条の3の2第1項</u>及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第23条第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p>

新	旧
<p>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の規定の適用については、<u>同条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第5項」とする。</u></p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第56条第12項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24</u></p>	<p>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、<u>付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u></p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24</u></p>

新	旧
<p>条第12項第3号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法附則第56条第12項</u>の規定の適用を受けようとする土地（次号において「特例適用土地」という。）の所在、地番、地目及び地積</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法附則第56条第12項</u>に規定する対象区域内住宅用地（次号において「対象区域内住宅用地」という。）の地積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>6 <u>法附則第56条第12項</u>の規定の適用を受ける土地に係る当該土地に新たに固定資産税が課されることとなった年度、翌年度及び翌々年度の各年度分の固定資産税については、第62条の2の規定は適用しない。</p> <p>7 <u>法附則第56条第13項</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法附則第56条第13項</u>の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）</p>	<p>条第12項第3号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法附則第56条第13項</u>の規定の適用を受けようとする土地（次号において「特例適用土地」という。）の所在、地番、地目及び地積</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法附則第56条第13項</u>に規定する対象区域内住宅用地（次号において「対象区域内住宅用地」という。）の地積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>6 <u>法附則第56条第13項</u>の規定の適用を受ける土地に係る当該土地に新たに固定資産税が課されることとなった年度、翌年度及び翌々年度の各年度分の固定資産税については、第62条の2の規定は適用しない。</p> <p>7 <u>法附則第56条第14項</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号イからホまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法附則第56条第14項</u>の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）</p>

新	旧
<p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法附則第56条第13項</u>に規定する対象区域内家屋（次号において「対象区域内家屋」という。）の床面積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>8 <u>法附則第56条第13項</u>の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税については、付則第9条の3第1項から第6項までの規定は適用しない。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法附則第56条第14項</u>に規定する対象区域内家屋（次号において「対象区域内家屋」という。）の床面積</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>8 <u>法附則第56条第14項</u>の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税については、付則第9条の3第1項から第6項までの規定は適用しない。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第27条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次条の規定を除くほか、第1章第2節の規定にかかわらず、福岡県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 福岡県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 福岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第27条の4の規定により読み替えられた第64条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実</u></p>

新	旧
	<p> <u>が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> </p> <p> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> </p> <p> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> </p> <p> <u>第27条の3 市長は、当分の間、第65条の規定にかかわらず、福岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> </p> <p> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> </p> <p> <u>第27条の4 第64条の8の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「福岡県知事」とする。</u> </p> <p> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> </p> <p> <u>第27条の5 市長は、福岡県知事が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として福岡県に交付する。</u> </p>

新	旧											
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="147 1150 1084 1206"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の</p>	略	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第27条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 427 2114 603"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第28条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1150 2107 1206"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	略
略												
第1号	100分の1	100分の0.5										
第2号	100分の2	100分の1										
第3号	100分の3	100分の2										
略												

新	旧										
<p>属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="150 316 1084 375"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="150 754 1084 813"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</p>	略	略	<p>する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 316 2103 375"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</p> <p>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 754 2103 813"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</p> <p>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1139 2112 1260"> <tr> <td>第66条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</p>	略	略	第66条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円
略											
略											
略											
略											
第66条第2号ア	3,900円	3,000円									
	6,900円	5,200円									

新	旧
<p>0条の2第1項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第67条第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第9条の規定の適用については、同条中「納期限後」とあるのは、「納期限（付則第29条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とする。以下この条において同じ。）後」とする。</p>	<p>附則第30条の2第1項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第67条第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第9条の規定の適用については、同条中「納期限後」とあるのは、「納期限（付則第29条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とする。以下この条において同じ。）後」とする。</p>

